

# 情報提供

那医発第 298 号  
令和 4 年 9 月 15 日

施設長 各位

那覇市医師会

会長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「オンライン資格確認導入に関する社会保険診療報酬支払基金からの広報誌の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記



日医発第 1093 号(情シ)(保険)  
令和 4 年 9 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
長島 公之  
(公印省略)

## オンライン資格確認導入に関する社会保険診療報酬支払基金からの 広報誌の送付について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認につきましては、令和 4 年 8 月 18 日付日医発第 928 号(情シ・保険)「オンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会の開催について」にて、原則義務化の内容のご説明を、令和 4 年 8 月 30 日付日医発第 1014 号(情シ・保険)「オンライン資格確認導入のための見積取得に関する会員への周知徹底のお願い」にて、オンライン資格確認導入に向けた見積取得と日医相談窓口への情報提供をお願いさせていただいたところです。

今回、令和 4 年 9 月 4 日付けで、社会保険診療報酬支払基金の各支部から、保険医療機関・保険薬局宛てに、別添の広報誌が郵送されたとの情報を得ましたので、その旨ご案内させていただきます。

また、レセプトのオンライン請求を実施している医療機関が、毎月のオンライン請求を行う際に、オンライン資格確認導入に関する対応状況を問うアンケートが表示されるようになっております。毎月表示されるため、該当する医療機関の皆様には、ご不快に思われるこもあろうかと存じますが、状況把握のため何卒ご協力賜りたく、お願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 【別添資料】

- ・オンライン資格確認広報誌「令和5年4月からオンライン資格確認システム導入は原則義務化となります～安心・安全で質の高い医療を提供する基盤となります～」
- ・オンライン請求時に表示されるオンライン資格確認対応状況アンケート画面例

### 【参考】

日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認相談窓口」を設けております。導入についてお困りのことがございましたら、情報をお寄せください。いただいた情報を厚生労働省と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行っております。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



# 令和5年4月から オンライン資格確認システム導入は原則義務化となります ～安心・安全で質の高い医療を提供する基盤となります～

✓ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。

※ 現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、導入義務化の対象外となります。

✓ 導入の原則義務化に伴い、令和5年3月末までに導入作業を完了できるよう、速やかにご準備ください。（対応いただきたい内容は裏面）

## 導入の原則義務化に伴い、システム導入に係る補助金の上限額が変更となります

令和4年6月7日から令和4年12月末までに  
カードリーダーを申し込み、  
令和5年2月末までにシステム事業者と契約を結んだ方

令和3年4月から令和4年6月6日までに  
カードリーダーを申し込み、  
令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した方

下表のとおり、補助上限額を引き上げます。

従来の補助額と下表の変更後の補助額の差額を補助します。  
(補助金交付済施設を除く)

カードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局	診療所/薬局 (大型チェーン薬局以外)
カードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他費用の補助内容	1台導入の場合 <b>210.1万円</b> 事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	2台導入の場合 <b>200.2万円</b> 事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	3台導入の場合 <b>190.3万円</b> 事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	<b>21.4万円</b> 事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	基準となる事業額 <b>42.9万円</b> を上限に実費補助
令和4年6月7日以降					

※詳細は、医療機関等ポータルサイトのお知らせをご確認ください。

## 令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直されます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

# オンライン資格確認システム導入の義務化の対象となる 医療機関・薬局の方は今すぐご対応をお願いします

令和4年7月3日時点において

## 医療機関等向けポータルサイトのアカウント未登録の方

令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント情報を郵送しています。

郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。

郵送物を紛失された方はオンライン資格確認等コールセンターまでお問合せください。

### 顔認証付きカードリーダー 未申込の方

カードリーダーは、申込からお手元に届くまでの期間とシステム改修に必要な期間を踏まえ、令和5年3月末までに導入が間に合うよう、9月中のお申し込みをお勧めします。

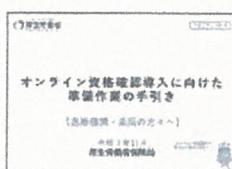
顔認証付きカードリーダーの  
機種・概要是こちらからアクセス▶



### 顔認証付きカードリーダー申込済で 導入未着手、運用開始していない方

年度末にかけて導入加速が予想されます。  
システム改修についてシステム事業者へ  
お早めに相談ください。

導入作業の手引きは  
こちらからアクセス▶



補助金の受け取り条件として、令和5年3月31日までに  
オンライン資格確認の導入を完了させる必要があります



### 補助金の申請は令和5年6月30日まで受け付けています

- 補助金の上限額変更の詳細は、医療機関等向けポータルサイトにてお知らせします。
- 令和5年3月31日までにオンライン資格確認の導入を完了させ、  
令和5年6月30日までに申請をお願いいたします。

### 説明会等を随時実施しています

8月24日（水）に、オンライン資格確認の意義、義務化や補助金に関する説明会を実施しました。下記URLよりアーカイブ映像を配信しております。

URL: <https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>



### オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は 医療機関等向けポータルサイトで確認できます

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ [contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp)

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00  
ナビゲーションボタン



医療機関ポータル

検索

【アカウント登録をしていない医療機関等向け】

## オンライン資格確認の導入が原則義務化となります

令和5年4月からオンライン資格確認システム導入は原則義務化となります  
～安心・安全で質も高い医療を提供するデータヘルスの基盤となります～

- ◆ オンライン資格確認について、療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格を導入することが原則として義務付けられます。オンライン資格確認義務化に向け、令和5年3月末までに導入作業を完了できるようご準備ください。
- ◆ オンライン請求を導入している皆さまはスムーズにオンライン資格確認の導入ができます。またオンライン資格確認を運用開始いただくことで、診療報酬/調剤報酬を加算することが可能となる等のメリットがございますので、義務化対象の皆さまは速やかに導入を進めてください。  
※「紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」以外は義務化の対象です。
- ◆ 医療機関等向けポータルサイトで「オンライン資格確認の原則義務化に関する説明動画」を公開しておりますのでご視聴ください。  
(トップページの上部のタブ「オンライン資格確認ってなに？」をクリックし、ページ内の「厚生労働省からの説明用動画」から視聴できます。)

～～医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録をお願いいたします～～

令和4年7月3日時点においてアカウント登録を行っていない医療機関・薬局の皆さまへ、アカウント登録に必要な仮メールアドレス・パスワードを郵送しております。

ご案内文書にそって、医療機関等向けポータルサイトの本登録をお願いいたします。

なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。

郵送物を紛失された場合は、医療機関等向けポータルサイトのトップページにある「アカウント登録の案内文書を紛失した方へ～」のバーから「アカウント登録案内文書再発行申請」の画面に遷移しますので必要項目を入力して再発行の申請をしていただか、オンライン資格確認等コールセンターまでお問い合わせ願います。

～～アカウント登録と合わせて顔認証付きカードリーダーの申込みをお願いいたします～～

医療機関等向けポータルサイトより、アカウント登録後に顔認証付きカードリーダーの申込みをお願いいたします。令和5年3月末にオンライン資格確認を運用開始するにあたり、顔認証付きカードリーダーを9月中にお申ください。

オンライン資格確認の原則義務化に伴い、  
オンライン資格確認システム導入に係る補助金の上限額が変更となります  
詳細は医療機関等向けポータルサイトをご確認ください

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先  
オンライン資格確認等コールセンター：0800-0804583（通話無料）  
月曜日～金曜日8：00～18：00  
土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）  
メールによる問い合わせ（URL）  
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

お手数ですが、導入状況確認のため、以下のアンケートにお答えください。

- 顔認証付きカードリーダーの申込は完了している
- 令和4年9月末までにポータルサイトの登録/顔認証付きカードリーダーの申込を予定している
- 令和4年12月末までにポータルサイトの登録/顔認証付きカードリーダーの申込を予定している
- オンライン資格確認の導入意思はあるが、予定は決まっていない
- オンライン資格確認の導入については、現時点では検討していない

送信して閉じる

【アカウント登録を行っているが、  
顔認証付きカードリーダーを申し込んでいない医療機関等向け】

## オンライン資格確認の導入が 原則義務化となります

令和5年4月からオンライン資格確認システム導入は原則義務化となります

～安心・安全で質も高い医療を提供するデータヘルスの基盤となります～

- ◆ オンライン資格確認について、療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格を導入することが原則として義務付けられます。オンライン資格確認義務化に向け、令和5年3月末までに導入作業を完了できるようご準備ください。
- ◆ オンライン請求を導入している皆さまはスムーズにオンライン資格確認の導入ができます。またオンライン資格確認を運用開始いただくことで、診療報酬/調剤報酬を加算することができる等のメリットがございますので、義務化対象の皆さまは速やかに導入を進めてください。  
※「紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」以外は義務化の対象です。
- ◆ 医療機関等向けポータルサイトで「オンライン資格確認の原則義務化に関する説明動画」を公開しておりますのでご視聴ください。  
(トップページの上部のタブ「オンライン資格確認ってなに？」をクリックし、ページ内の「厚生労働省からの説明用動画」から視聴できます。)

～～顔認証付きカードリーダーの申込みをお願いいたします～～

令和5年3月末にオンライン資格確認を運用開始するにあたり、顔認証付きカードリーダーを9月中に申込みいただきますようお願いいたします。

オンライン資格確認の原則義務化に伴い、

オンライン資格確認システム導入に係る補助金の上限額が変更となります

詳細は医療機関等向けポータルサイトをご確認ください

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等センター：0800-0804583（通話無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00

土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

メールによる問い合わせ（URL）

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

お手数ですが、導入状況確認のため、以下のアンケートにお答えください。

- 顔認証付きカードリーダーの申込は完了している
- 令和4年9月末までに顔認証付きカードリーダーの申込を予定している
- 令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーの申込を予定している
- オンライン資格確認の導入意思はあるが、予定は決まっていない
- オンライン資格確認の導入については、現時点では検討していない

送信して閉じる

【アカウントを登録し、顔認証付カードリーダーを申込済の医療機関等向け】

# オンライン資格確認の導入が 原則義務化となります

令和5年4月からオンライン資格確認システム導入は原則義務化となります

～安心・安全で質も高い医療を提供するデータヘルスの基盤となります～

- ◆ オンライン資格確認について、療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格を導入することが原則として義務付けられます。
- ◆ オンライン資格確認義務化に向け、令和5年3月末までに導入作業を完了できるようご準備ください。
- ◆ 医療機関等向けポータルサイトで「オンライン資格確認の原則義務化に関する説明動画」を公開しておりますのでご視聴ください。  
(トップページの上部のタブ「オンライン資格確認ってなに？」をクリックし、ページ内の「厚生労働省からの説明用動画」から視聴できます。)

オンライン資格確認の原則義務化に伴い、

オンライン資格確認システム導入に係る補助金の上限額が変更となります

全ての医療機関・薬局が対象となるわけではございませんので

詳細は医療機関等向けポータルサイトをご確認ください

～～令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬/調剤報酬が見直しされます～～

マイナ保険証の利用時には、診療/服薬指導時における患者の服薬状況等の確認作業が効率化される点を勘案し、マイナ保険証を利用しない場合よりも患者負担が小さくなる仕組みとなります。

詳細は医療機関等向けポータルサイトをご確認ください。

～～診療報酬/調剤報酬の加算を行うために～～

診療報酬/調剤報酬の加算を行うには、オンライン資格確認を運用開始いただいた上で、医療機関等向けポータルサイトより運用開始日を入力いただく必要があります。

運用開始日未入力の場合、診療報酬/調剤報酬の加算が行えませんのでご注意ください。

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター：0800-0804583（通話無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00

土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

メールによる問い合わせ（URL）

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

お手数ですが、導入状況確認のため、以下のアンケートにお答えください。

- 令和5年3月末までにオンライン資格確認を導入する予定（ベンダと調整済み）
- 令和5年3月末までにオンライン資格確認を導入する予定（ベンダ未調整）
- オンライン資格確認の導入意思はあるが、導入日は決まっていない
- オンライン資格確認の導入については、現時点では検討していない

送信して閉じる

【オンライン資格確認を運用開始している医療機関等向け】

## オンライン資格確認の導入が 原則義務化となります

令和5年4月からオンライン資格確認システム導入は原則義務化となります

～安心・安全で質も高い医療を提供するデータヘルスの基盤となります～

- ◆ オンライン資格確認について、療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格を導入することが原則として義務付けられます。
- ◆ 医療機関等向けポータルサイトで「オンライン資格確認の原則義務化に関する説明動画」を公開しておりますのでご視聴ください。  
(トップページの上部のタブ「オンライン資格確認ってなに？」をクリック、「厚生労働省からの説明動画」から視聴できます。)

オンライン資格確認の原則義務化に伴い、

オンライン資格確認システム導入に係る補助金の上限額が変更となります

全ての医療機関・薬局が対象となるわけではございませんので

詳細は医療機関等向けポータルサイトをご確認ください

～～令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬/調剤報酬が見直しされます～～

マイナ保険証の利用時には、診療/服薬指導時における患者の服薬状況等の確認作業が効率化される点を勘案し、マイナ保険証を利用しない場合よりも患者負担が小さくなる仕組みとなります。

詳細は医療機関等向けポータルサイトのお知らせをご確認ください。

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター：0800-0804583（通話無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00

土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

メールによる問い合わせ（URL）

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

お手数ですが、次のチェックボックスをチェックしたうえで、「送信して閉じる」を押下してください。

上記を内容を確認しました。

[送信して閉じる](#)